

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 (P26)
- 2 計画の推進にあたっての基本的視点 (P26)
- 3 施策の体系 (P28)

1. 基本理念

第2期斜里町子ども・子育て支援事業計画基本理念を次のとおり掲げます。

[基本理念]

子どもの笑顔と輝く未来は地域の宝 子育て家庭をまん中に、
寄り添い支え合い 夢と希望を育むまち しゃり

第1期斜里町子ども・子育て支援事業計画では、子育ては第一義的には父母など保護者が責任を持つという基本認識に立ちながら、社会の宝である一人ひとりの子どもの育ちを保護者とともに地域で支えていくまちづくりを目指してきました。

斜里町には豊かな自然環境の中で育まれている、無限の可能性を秘めた子どもたちがいます。子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育てられ、学び、生きる力を蓄え、未来に羽ばたけるように、「子どもの最善の利益」を守り実現することは、大人たち、まちの願いであり、使命といえます。

第2期計画では、第1期計画の考え方を継承し、斜里町総合計画の基本施策「希望を持って子育てできるまちの実現」に向け、子どもと子育て家庭、さらには世代を超えてみんなが子どもや子育てを大切にし、その未来に向け支え合うことのできるまちづくりを目指し、子ども・子育て施策を推進します。

2. 計画の推進にあたっての基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、第1期計画に引き続き次の5つを基本的な視点として事業計画を策定します。

(1) 子どもが大切にされる視点

子どもの人権が尊重され、健やかに成長し、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもの視点に立った施策を推進します。

(2) 子どもが未来の社会を担うという視点

未来を担う子どもがいなければ次の社会は形成されません。子どもが未来の社会を担うという視点に立ち、子ども達が豊かな人間性を持ちながら、主体的に学び・考え・行動できる力を育むとともに、次世代に向け子どもを生み育てることの意義や喜びが理解される施策を推進します。

(3) 子どもの健やかな成長を支援する視点

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援する視点に立ち子どもが健やかに成長できる施策を推進します。

(4) 地域社会が子育てを支援する視点

本来、保護者が、子育てについての第一義的責任を有することを前提としますが、社会情

勢の変化の中で、子育てが困難な状況があることを踏まえ、地域や社会が子育てを支援するという視点に立ち、親としての成長を支え、かけがえのない子ども達の成長に喜びを感じる地域づくりと、地域のあらゆる団体や機関、職場などが、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることで、ともに子育てを支援する環境づくりを推進します。

(5) サービスの利用者主体の視点

子育て家庭を支援するため、子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた教育・保育の安定的な提供に努め、妊娠・出産期から切れ目のない地域における多様な子育て支援の適切なサービスが図られるよう利用者主体の視点に立ち、サービスの質を確保し、情報提供など総合的な施策を推進します。

3. 施策の体系

基本理念	(基本的視点)	(基本目標)	(主な施策)
子どもの笑顔と輝く未来は地域の宝 子育て家庭をまん中に、寄り添い支え合い 夢と希望を育むまち しゃり	子どもが大切にされる視点	1 地域における子育て支援	(1) 利用者への支援体制の充実 (2) 子育て家庭への支援の充実 (3) 保育サービス等の充実 (4) 地域コミュニティとの連携
		2 子どもと母親の健康の確保及び増進	(1) 訪問相談の充実 (2) 疾病予防・健康増進事業の推進 (3) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援 (4) 健康で安心できる食生活の実現へ向けた食育の推進
	子どもが未来の社会を担うという視点	3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	(1) 豊かな心と健やかな体の育成 (2) 子どもたちの居場所づくり
		4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 子育てを支援するバリアフリーのまちづくり (2) 子育てを支援する公園整備 (3) 子育て家庭に配慮した環境づくり
	子どもの健やかな成長を支援する視点	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 子育て家庭を支援する就労環境づくりの啓発
		6 子どもの安全の確保	(1) 子どもたちのための安全・安心のまちづくり
	地域社会が子育てを支援する視点	7 児童虐待防止対策の推進	(1) 子どもの虐待予防 (2) 早期発見・早期対応、保護者支援の取り組み
		8 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) 相談体制の充実 (2) 就労等の側面的支援 (3) 日常生活の支援 (4) 経済的負担の軽減
	サービスの利用者主体の視点	9 配慮が必要な子どもへの支援	(1) 療育事業の充実 (2) 障がい児保育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 関係機関と保護者の連携推進
		10 子育てに対する経済的支援	(1) 乳幼児等医療費助成 (2) 保育料等第3子無料化 (3) 乳幼児家庭用ごみ袋配布事業 (4) 町営住宅入居基準(月収基準)の緩和 (5) 各種予防接種の助成